

第2期

# 東彼杵町子ども・子育て 支援事業計画

概 要 版



令和2年3月  
東彼杵町

## 1. 計画策定の背景と目的

我が国においては、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因は様々であり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

東彼杵町(以下「本町」という。)においては、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。今回、「東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2年度を初年度とする「第2期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。

本計画は、「東彼杵町第5次総合計画」を上位計画とし、本町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、町の関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

## 3. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

## 4. 基本理念

本町では、これまで次代を担う子どもが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。

本計画においても、本町の子ども・子育て支援をより一層推進するため、本町が目指すべき基本理念を第1期計画から引き続き次のように掲げます。

### 《基本理念》

すくすく のびのび 子育てを楽しむ 住みよいまち ひがしそのぎ

## 5. 基本目標

基本目標1 地域における子育て支援の充実

基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

基本目標3 教育環境の整備

基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進等

基本目標5 安心して子育てできる生活環境づくり

基本目標6 要保護児童へのきめ細かな支援の充実

## 6. 施策の展開

### 基本目標1 地域における子育て支援の充実

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

少子化が進行する一方で、就労形態や生活スタイルの変化等により、子育て支援サービスに対するニーズは多様化しています。

このため、地域子育て支援センターを拠点として、保護者の状況に応じた、各種事業の実施・充実を図ります。また、様々な方法での情報の発信を行い、適切なサービス利用に向け、周知の徹底を図ります。

#### (2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応し、全ての家庭で安心して子どもを育てることができるよう、保護者の実情を踏まえながら、各種保育事業の実施・充実とともに、適切なサービス利用に向けた周知の徹底を図ります。また、ニーズの増加に合わせた様々な対応策を推進します。

### (3) 子育て家庭への経済的支援

現在、子育てに伴う経済的な負担について、不安を感じる保護者が多くみられる状況となっています。

このような子育て費用の軽減を図るため、各種制度の適正な運用を行います。また、各種制度の変更に当たり、周知の徹底を図り、適切な制度利用につなげます。

## 基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

### (1) 母子保健・小児医療

近年、子どもや親の心身の健康を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、妊娠・出産、子育てに対する不安を軽減できるよう、乳児相談を実施するほか、正しい保健知識や小児医療に関する情報提供とともに、発達段階に応じた健康診査等の母子保健事業の充実に努めます。

### (2) 「食育」の推進

近年、家族そろって食事をする機会の減少や朝食の欠食など、食生活の問題がみられるようになっていきます。

このような状況を踏まえ、親や子どもの望ましい食習慣の定着とともに、食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、学習・体験機会の確保や周知・啓発に努めます。

また、地産地消の取組を充実し、地元根差した「食育」の推進を図ります。

### (3) 思春期保健対策の充実

思春期の健康づくりは、健康的な生涯を送るための基盤形成としても重要です。

このため、性に関する正確な知識や薬物乱用、喫煙の有害性に関する知識の普及・啓発を図り、児童・生徒の心身の健康づくりを支援します。

また、今後喫煙・飲酒・薬物防止教育は保護者も含め、指導や情報提供の充実に努めます。

## 基本目標3 教育環境の整備

### (1) 生きる力を育む教育の推進

家庭生活から離れる保育所・認定こども園や学校等の果たす役割は、子どもが健やかに育つ上で重要なものとなります。

子どもが社会の変化の中で主体的に生きる力を育むため、学力向上はもちろんのこと、情操教育等の推進により、総合的な幼児教育・学校教育の充実を図ります。

また、相談援助体制の充実やスポーツ指導者の育成を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

## (2) 地域の教育支援体制の整備

核家族化の進行や地域の連帯意識の希薄化等により、子育ての孤立が起こりやすい状況がみられ、不安や悩みを抱える保護者も多くなっています。

このため、家庭のみならず、地域の連携による教育支援環境づくりを進めます。また、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての楽しさや素晴らしさを児童・生徒に伝えるため、地域の様々な団体との連携を推進します。

## 基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進等

### (1) 職業生活と家庭生活との両立支援

職業生活と家庭生活との両立支援に向けて、育児休業制度等の周知・啓発や情報提供の充実により、保護者が働きやすい職場環境の整備を推進します。また、教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### (2) 男女共同参画の推進

男女が協力して家庭を持つことや子育てに取り組むことの大切さを理解できるよう、地域住民に対する学習機会の提供や周知・啓発に努め、地域における男女共同参画を推進します。

また、父親の子育てへの参加を促進するための取組を進めます。

## 基本目標5 安心して子育てできる生活環境づくり

### (1) 生活環境の整備

全ての子どもや子育て家庭が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共施設や道路交通環境、遊び場・運動場の計画的な整備により、外出に配慮した生活環境の整備を推進します。

### (2) 交通安全・防犯対策等の充実

子どもが地域において安全に生活できるよう、交通安全教育の推進とともに、交通安全指導者の確保・育成を支援します。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関との連携を図り、防犯に配慮した環境づくり、情報提供の充実を図ります。



## 基本目標6 要保護児童へのきめ細かな支援の充実

### (1) 支援が必要な家庭への対応

近年、子どもの権利を侵害する児童虐待が社会問題化するとともに、ひとり親家庭の増加に伴い、子どもを取り巻く家庭の環境も変化しています。

このため、関係機関との連携により、児童虐待防止に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の多くは、子育てに関する様々な悩みを抱えており、各家庭の実情に即した支援体制の周知に努めます。

### (2) 特別な支援を要する児童等への支援

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。特に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、各関係機関との連携を図り障がい児施策を推進します。

今後は、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等が連携し、切れ目のない支援を提供できるよう、体制の構築を図ります。

### (3) 経済的困難を抱える家庭への支援(子どもの貧困対策)

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村において子どもの貧困対策計画が努力義務とされたところです。本町の策定する子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に資する事業も多く掲載されているところから、この計画に貧困対策を推進するための計画についても一体的に取りまとめ、各事業を推進していきます。



## 7. 教育・保育施設の量の見込と確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに量の見込と確保方策を定めました。

なお、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所等の利用数の割合（保育利用率）は横ばいですが、少子化を踏まえて、量の見込（必要利用定員総数）を設定しています。

### 【保育利用率】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率（%）	60.4	61.1	61.2	60.7	61.3

### 【教育・保育施設の量の見込と確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (満3歳以上で教育を希望)	量の見込	44人	43人	39人	38人	36人
	確保の内容	44人	44人	44人	44人	44人
	差異	0人	1人	5人	6人	8人
2号認定 (満3歳以上で保育を希望)	量の見込	124人	122人	109人	108人	103人
	確保の内容	135人	135人	135人	135人	135人
	差異	11人	13人	26人	27人	32人
3号認定 (0歳で保育を希望)	量の見込	16人	16人	16人	15人	13人
	確保の内容	25人	25人	25人	25人	25人
	差異	9人	9人	9人	10人	12人
3号認定 (1,2歳で保育を希望)	量の見込	65人	61人	58人	56人	55人
	確保の内容	75人	75人	75人	75人	75人
	差異	10人	14人	17人	19人	20人

## 8. 地域子ども・子育て支援事業の見込と確保の方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 利用者支援事業	基本型・特定型実施箇所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	母子保健型実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(2) 地域子育て支援拠点事業	量の見込 月間延べ回数 年間延べ人数	559人回 6,708人日	526人回 6,312人日	505人回 6,060人日	488人回 5,856人日	463人回 5,556人日
	確保の方策 月間延べ回数 年間延べ人数	559人回 6,708人日	526人回 6,312人日	505人回 6,060人日	488人回 5,856人日	463人回 5,556人日
(3) 妊婦健康診査事業	量の見込	362人回	358人回	348人回	339人回	333人回
	確保の方策	362人回	358人回	348人回	339人回	333人回
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	量の見込	39人	38人	37人	36人	36人
	確保の方策	39人	38人	37人	36人	36人
(5) 養育支援訪問事業	量の見込	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の方策	0人	0人	0人	0人	0人
(6) 子育て短期支援事業	量の見込	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
	確保の方策	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
(7) 子育て援助活動支援事業	量の見込	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
(8) 一時預かり事業	①預かり保育確保の方策	12,743人日	12,490人日	11,229人日	11,103人日	10,598人日
	②在園児対象型を除く、子育て援助活動支援事業確保の方策	553人日	533人日	492人日	483人日	458人日
(9) 時間外保育事業	量の見込	147人	142人	131人	129人	122人
	確保の方策	147人	142人	131人	129人	122人
(10) 病児・病後児保育事業	量の見込	50人日	48人日	44人日	43人日	41人日
	確保の方策	58人日	48人日	44人日	43人日	41人日
(11) 放課後児童健全育成事業	量の見込	187人	185人	178人	174人	173人
	確保の方策	187人	185人	178人	174人	173人

## 第2期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和2年3月発行 東彼杵町 町民課 福祉係

〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地6 TEL 0957-46-1155